

## 県民行動指針 Ver.12

※下線は改定箇所

県民のみなさまには、新型コロナウイルス感染防止のため、以下のことをお願いいたします。

福井県知事 杉本 達治

### 【県民のみなさまへ】

#### 1 「マスク着用」など基本的な習慣を

- マスクの着用を徹底しましょう（屋外で人が近くにいない場合は除く）。また、会食などマスクを外したときには大声を出さないように注意しましょう。
- 人との間隔を取りましょう（できるだけ2m、最低1m）。
- 帰宅後、食事前には、手を洗いましょう。また、「目」、「鼻の穴」、「口」は安易に触らないようにしましょう。

#### 2 三密の場を回避して

- 「換気の悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」という3つの条件（三つの密）を避けましょう。
- 店舗を利用するときには「感染防止徹底宣言」ステッカーが掲示されていることを確認し、店舗が実施している対策に協力しましょう。
- 接触確認アプリ（COCOA）を導入しましょう。万が一アプリからの通知があった場合には、受診・相談センター（0776-20-0795）に相談してください。

#### 3 他県との往来は注意して

- 訪問する都道府県の感染状況を十分把握して往来しましょう。
- 感染拡大注意地域（※）との往来は、慎重に判断しましょう。やむを得ず訪問する場合は、訪問先を必要最小限に限定し、多人数（5人以上）での会食や、接待を伴う飲食店やカラオケなど全国的にクラスターが発生している施設の利用は控えてください。
- 帰福後2週間程度は、体調管理や感染防止対策に注意しましょう。

（ 感染拡大注意地域（※）は、福井県ホームページ（以下のURL）に掲載

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/kansensyo-yobousessyu/corona.html>）

#### 4 体調不良の場合は

- 検温など体調確認を心がけ、体調不良の場合は、無理をして外出・出勤しないようにしましょう。
- 発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医・最寄りの医療機関に電話で相談しましょう。  
かかりつけ医を持たない場合や、受診先に迷う場合は、受診・相談センター（0776-20-0795）に電話で相談しましょう。
- 体調不良の同居家族がいる場合には、部屋や食事などの生活空間を分けましょう。

#### 【事業者等のみなさまへ】

#### 5 安心できる職場や店舗等に

- 感染拡大予防ガイドラインを遵守し、「感染防止徹底宣言」ステッカーを掲示しましょう。
- 感染が発生した場合に備え、利用客の連絡先等を記録しましょう。  
万一感染が発生した場合には、PCR検査や施設名の公表、名簿の提出など保健所の調査に協力してください。
- 喫煙所や更衣室、社員食堂を含め、職場内において三つの密をつくらないようにしましょう。
- 在宅勤務（テレワーク）やシフト制導入など働き方を見直しましょう。

#### 6 県内医療を守るために

- 医療機関、医師・看護師などの方々は、全県的な感染対策に積極的に参加・協力しましょう。
- 医療体制を守るため、保育所、高齢者福祉施設などは、医療関係者等のご家族の利用に全面的に協力しましょう。

#### 【県民・事業者等のみなさまへ】

#### 7 誹謗中傷や差別的行為はしない

- 感染者・濃厚接触者や医療従事者ならびにその家族や関係者等に対して、誹謗中傷や差別的行為は絶対にしないようにしましょう。